

防衛庁職員給与留守宅渡実施規則（昭和35年総理府令第48号）第2条第4号、第9条及び第11条の規定に基づき、給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続に関する訓令を次のように定める。

昭和35年8月23日

防衛庁長官 江 崎 真 澄

給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続に関する訓令

改正	昭和36年	7月28日	防衛庁訓令第41号	
	同	44年	5月17日同	第23号
	同	59年	3月31日同	第12号
	同	59年	6月30日同	第37号
	同	60年	4月6日同	第19号
	同	60年	12月21日同	第42号
	平成	2年	10月1日同	第38号
	同	6年	8月25日同	第44号
	同	13年	1月6日同	第2号
	同	18年	3月27日同	第12号
	同	18年	7月28日同	第83号
	同	19年	1月5日同	第1号
	同	19年	8月30日	防衛省訓令第145号
	同	22年	6月30日同	第29号
	同	27年	10月1日同	第39号
	令和	2年	12月28日同	第67号

（趣旨）

**第1条** この訓令は、防衛省職員給与留守宅渡実施規則（以下「規則」という。）による給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続の事務（以下「給与の留守宅渡等の事務」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（平19庁訓1・平22省訓29・一部改正）

（給与の留守宅渡等の事務を行うため注意すべき事項）

**第2条** 給与の留守宅渡等の事務を行うに当たっては、この訓令によるほか、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）及び防衛省職員給与簿等規則（昭和30年防衛庁訓令第12号。以下「給与簿規則」という。）の規定に基づいて、正確かつ円滑に実施し、過誤払、不払等の事故の発生の防止に努めなければならない。

（平19庁訓1・平22省訓29・一部改正）

（給与留守宅渡請求書の様式及び提出）

**第3条** 規則第2条の規定による給与留守宅渡請求書の様式は、別紙第1のとおりとする。

2 給与留守宅渡請求書を提出するときは、職員は、給与代理受領人（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第1条の2第1項に規定する給与代理受領人をいう。以下同じ。）として指定されるべき者が給与の代理受領につき同意する旨の書類を添えなければならない。ただし、この書類を添えることが著しく困難であるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、留守宅渡実施機関（規則第3条に規定する留守宅渡実施機関をいう。以下同じ。）の長は、規則第4条の規定による給与代理受領人指定通知書の交付に先立って、給与代理受領人として指定されるべき者から給与の代理受領につき同意する旨の書類を求めるものとする。

（平2庁訓38・平19庁訓1・令2省訓67・一部改正）

(他の俸給支給機関を留守宅渡実施機関として指定する権限の委任)

**第4条** 規則第3条ただし書に規定する「その委任を受けた者」とは、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）をいうものとする。

(昭59庁訓37・昭60庁訓19・平13庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19省訓145・平27省訓39・一部改正)

(給与簿等の引継ぎ)

**第5条** 規則第3条ただし書の規定に基づき給与代理受領人を指定した職員の属する俸給支給機関（以下「職員の属する俸給支給機関」という。）以外の俸給支給機関（以下「他の俸給支給機関」という。）が留守宅渡実施機関として指定される場合においては、職員の属する俸給支給機関の長は、当該留守宅渡実施機関の長に対し、当該職員に係る職員別給与簿及び給与留守宅渡請求書その他給与の留守宅渡に必要な書類を速やかに送付するものとする。ただし、幕僚長等が特別の事情があると認める場合には、送付する書類は、給与の留守宅渡に必要な書類に限ることができる。

2 前項の規定は、留守宅渡実施機関が変更された場合における従前の留守宅渡実施機関の長の手続について準用する。

(昭44庁訓23・全改令2省訓67・一部改正)

(職員に給与の一部を支払う場合の取扱い)

**第6条** 規則第3条ただし書の規定に基づき他の俸給支給機関が留守宅渡実施機関として指定されている場合で、かつ、職員の留守宅渡額が当該職員の給与の一部である場合には、留守宅渡実施機関の長は、当該職員に支払うこととなる額について、当該職員の属する俸給支給機関の長にその支払を依頼するものとする。ただし、前条ただし書の場合においては、職員の属する俸給支給機関の長は、留守宅渡実施機関の長に対し、当該職員に係る留守宅渡額をすみやかに通報するものとする。

2 前項の規定により職員又は給与代理受領人に対し、その給与の一部を支払ったときは、職員の属する俸給支給機関の長（前項ただし書の場合は、当該留守宅渡額の支払を行なった留守宅渡実施機関の長）は、当該支払額を当該留守宅渡実施機関の長（前項ただし書の場合は当該俸給支給機関の長）に通報するものとする。

(昭44庁訓23・全改)

**第7条** 削除

(昭44庁訓23)

(給与代理受領人住所変更届等の受理)

**第8条** 留守宅渡実施機関の長は、規則第8条の規定による届出を受けたときは、給与代理受領人住所変更届又は給与代理受領人氏名変更届の場合にあっては、規則第4条の規定による給与代理受領人指定通知書を訂正して再交付し、給与代理受領人身上変更届、給与代理受領人死亡届又は給与代理受領人所在不明届の場合にあっては、留守宅渡を停止するとともに、当該職員（規則第3条ただし書の規定に基づき他の俸給支給機関が留守宅渡実施機関として指定されている場合には、職員の属する俸給支給機関の長）に対し、すみやかにその旨を通報しなければならない。

(給与留守宅渡停止請求書等の提出)

**第9条** 職員は、規則第9条の規定により、留守宅渡を停止するときには給与留守宅渡停止請求書（別紙第2）を、給与代理受領人又は留守宅渡を行う給与の額を変更しようとするときには給与留守宅渡変更請求書（別紙第3）を職員の属する俸給支給機関の長に対し提出するものとする。

(令2省訓67・一部改正)

(職員別給与簿等の引継ぎ)

**第10条** 規則第3条ただし書の規定に基づき他の俸給支給機関が留守宅渡実施機関として指定されている場合において留守宅渡の業務が終了したときは、留守宅渡実施機関の長は、職員の属する俸

給支給機関の長に対し、当該職員に係る給与留守宅渡請求書、防衛省職員給与簿等規則第3条に規定する職員別給与簿その他給与の留守宅渡に関する書類を引き継がなければならない。

(昭44庁訓23・平22省訓22・一部改正)

(扶養親族の認定)

**第11条** 留守宅渡実施機関の長は、職員の配偶者その他職員の収入により生計を維持する者から規則第10条に規定する扶養親族届を受けたときには、扶養親族届に記載されている扶養親族が防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第12条第1項の規定によりその例によることとされている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族であるかどうかを認定するものとし、規則第3条ただし書の規定に基づき他の俸給支給機関が留守宅渡実施機関として指定されている場合には、職員の属する俸給支給機関の長にその認定の結果を通報するものとする。この場合において、留守宅渡実施機関の長が必要と認めるときは、扶養親族届を提出した者に対して扶養の事実を証明するにたる証拠書類の提出を求めることができる。

(昭36庁訓41・昭59庁訓12・昭60庁訓42・平2庁訓38・平6庁訓44・平19庁訓1・一部改正)

(委任規定)

**第12条** 幕僚長等は、この訓令を実施するため必要な事項について別に定めをすることができる。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和35年8月23日から施行する。

附 則 (昭和36年7月28日庁訓第41号)

この訓令は、昭和36年7月28日から施行し、同年6月15日から適用する。

附 則 (昭和44年5月17日庁訓第23号)

この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日庁訓第12号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第19号)

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (昭和60年12月21日庁訓第42号)

1 この訓令は、昭和60年12月12日から施行す観ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この訓令(前項ただし書に規定する改正規定並びに第7条、第13条、第14条の別表第1から別表第3まで及び第26条の規実を除く)による改正後の各訓令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (平成2年10月1日庁訓第38号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月25日庁訓第44号)

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

5 この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

**附 則**（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

（様式用の紙に関する経過措置）

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

**附 則**（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際に現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙第1 (第3条関係)

給与留守宅渡請求書

※

年 月 日 受付

整理番号

俸給支給機関の長 殿		所 属			
防衛省の職員の給与等に関する法律第3条第1項ただし書の規定により下記のとおり給与の留守宅渡をされたく防衛省職員給与留守宅渡実施規則第2条の規定により請求します。  年 月 日		階 級 (職務の級)			
		号 俸 (俸給月額)			
		氏 名 (認識番号)		( )	
		留守宅渡を 行う理由			
		給与代理受領人 氏 名 ふ り が な		生 年 月 日	
住 所				生計関係	
留守宅渡を 行う給与の額		全 額 ----- 給与総額と職員受領額 円との差額 ----- 円 (定額)		最寄りの銀行又は郵便局の名称と所在地	
給与代理受領人 氏 名 ふ り が な		生 年 月 日		年 月 日 職員との関係	
住 所				生計関係	
留守宅渡を 行う給与の額		全 額 ----- 給与総額と職員受領額 円との差額 ----- 円 (定額)		最寄りの銀行又は郵便局の名称と所在地	
※ 俸給支給機関 の 処 置		長の 確認		事務担当者の 確認	
		留守宅渡実施機関への通報			
		そ の 他			

備考 1 「生計関係」欄には、その職員の収入により生計を維持しているものであることを証明するにたる事実を具体的に記入すること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

別紙第2 (第9条関係)

給与留守宅渡停止請求書

※

年 月 日受付	
整理番号	

俸給支給機関の長    殿	所 属	
	階 級 (職務の級)	
	号 俸 (俸給月額)	
	氏 名 (認識番号)	( )

のため給与の留守宅渡を停止  
したいので防衛省職員給与留守宅渡実施規則第9条の規定により請求します。

年 月 日

※ 俸 給 支 給 機 関 の 処 置	長の確認		事務担当 者の確認	
	留守宅渡実施機関への通報			
※ 留 守 宅 渡 実 施 機 関 の 処 置	長の確認		事務担当 者の確認	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別紙第3 (第9条関係)

給与留守宅渡変更請求書

※

年 月 日 受付	
整理番号	

俸給支給機関の長 殿		所 属			
給与の留守宅渡について、下記のとおり 給与代理受取人 を 変更されたく防 留守宅渡を行う給与の額 衛省職員給与留守宅渡実施規則第9条の規 定により請求します。  年 月 日		階 級 (職務の級)			
		号 俸 (俸給月額)			
		氏 名 (認識番号)		( )	
		生 年 月 日		年 月 日	職員と の関係
変 更 前	給 与 代理受取人 氏 名 ふりがな	全 額	給与総額と職員受領額 円との差額	円 (定額)	
変 更 後	給 与 代理受取人 氏 名 ふりがな		生 年 月 日	年 月 日	職員と の関係
	住 所				生計 関係
	留守宅渡を 行う給与の 額	全 額 ----- 給与総額と職員受領額 円との差額 ----- 円 (定額)	最寄りの銀 行又は郵便 局の名称と 所在地	-----	
変 更 の 理 由					
※ 俸 給 支 給 機 関 の 処 理	長の 確認		事務担当者の 確認		
	留守宅渡実施機関への通報				
	そ の 他				

- 備考 1 「生計関係」欄には、その職員の収入により生計を維持しているものであることを証明するにたる事実を具体的に記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。

